

第2次募集

令和3年度

長崎市市民活動 支援補助金 (スタート・ジャンプ)

募集締切 事前相談 令和3年8月31日(火)

※要事前相談 提出期限 令和3年9月8日(水)

市民活動を行う団体の活性化及び
充実を図り、市民と行政が一体となった
魅力あるまちづくりを推進するために
市民活動支援補助金制度を設けています。

プレゼンテーション審査会

日時：令和3年9月27日(月) 18:00～ 予定

🔍 長崎市市民活動支援補助金 募集要項



問い合わせ先：長崎市市民協働推進室

〒850-0022 長崎市馬町21-1

市民活動センター「ランタナ」内

TEL：095-829-1125 FAX：095-829-2925

Email：kyoudou@city.nagasaki.lg.jp

検索又は
QRコードを
読み取り

対象団体

- ①NPO法に定める分野を主たる目的としている
- ②市内に活動拠点を有する
- ③5人以上で組織している
- ④組織の規約・会則があり、自主的・継続的な活動ができる
- ⑤団体への加入及び脱退の自由が保障されていること

①～⑤を満たし、
**市民活動センターの
団体登録の承認を受けていること**

※団体登録の承認は、審査に1週間程度かかりますので、お早めに手続きください。

対象となる経費及び補助限度額

種別	市民活動スタート補助金	市民活動ジャンプ補助金
対象事業	活動後間もない市民活動団体(設立3年未満の団体)が、その活動の基盤を整え、充実するために行う公益的な事業	1年以上継続して活動している市民活動団体が、自らの資質を向上させ、その活動を拡大させるために行う公益的な事業
補助金額	1団体10万円を限度 ※採択団体が多数の場合は、予算の範囲内で補助額を調整します。	1団体50万円を限度
補助率	補助対象経費から当該事業にかかる収入を差し引いたものの4/5以内	補助対象経費から当該事業にかかる収入を差し引いたものの 3/4以内(1回目)、2/3以内(2回目)、 1/2以内(3回目)
補助回数	1団体1回限り	1団体通算3回まで(年度内1回)
対象経費	報償費、旅費、需用費、役員費、使用料・賃借料、その他の経費 ※詳細については、募集要項の6 補助対象経費 をご参照ください	

(※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、事業内容等の変更をお願いする場合があります。)

応募方法

申請書類等についてヒアリングを行いますので、**市民協働推進室までご持参ください。**
提出様式は、ホームページからダウンロードできます。
また、メール送信などもいたしますので、お気軽にご相談ください。

申請書類及び添付書類

- ①長崎市市民活動支援補助金公募申込書(第1号様式)
- ②団体に関する調書(市民活動センター団体登録証※)
- ③事業計画書(第3号様式)
- ④事業収支予算書(第4号様式)
- ⑤団体の活動内容や活動実績等がわかる資料